

令和2年12月28日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
イ ガラシ綜業（株） 茨城県日立市幸町2-8-6
令和2年12月28日～令和3年1月10日（2週）
地域4（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要
当該有資格者は、新潟支社発注の「関越自動車道 水上IC～堀之内IC間
道路照明設備更新工事」において、令和2年11月16日、照明ポール撤去作
業中、作業員が照明ポールと壁高欄の間に手を挟み負傷するという安全管理措
置の不適切による工事関係者事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由
上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成
18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の 措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は 負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について当該認 定をした日から2週間以 上4月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以 上